

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	債権等回収の遅延	・回収期限は、出船日を基準に設定しているが、現地での輸入時における税関許可に時間がかかること、並びに現地での支払依頼に対する銀行での決済に時間がかかることから、債権回収が遅延している。 上記債権回収の遅延に対して遅延利息を請求しているが、現地での遅延利息の支払時における銀行確認にも時間がかかり、こちらの回収も遅延している。	継続	・外貨規制の緩和及び現地銀行での決済早期化を求める。	
2	日機輸	債権等回収の遅延	・アルゼンチンが輸入した特定の貨物の支払いに関しては、新制度の導入によって支払い可能日がこれまでの輸入通関から180日経過後の支払いから、輸入通関から30暦日後、60暦日後、90暦日後、120暦日後にそれぞれ25%ずつ分割して支払いができるようになり、改善の兆しが見られる。しかしながら、新制度の導入前に通関された貨物の輸入代金の支払いは中央銀行の事前承認が必要であることもあり、債権回収の遅延は解消されていない。	継続	・輸入代金規制の緩和を求める。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	輸入通関手続の長期化	・日本からの輸出品をアルゼンチンで輸入する際、税関の許可に時間がかかっている。港に製品が滞ること、客先への納品遅延などビジネスに影響が出ている。	継続	・入港後、スムーズに輸入時の税関許可がおりることを望む。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	海外送金規制	・技術支援契約等に基づくランニングロイヤルティ・支援工数等の親会社への支払いに対し長期にわたり送金許可を得られないことに加え、昨今は輸入代金の支払についても円滑に送金許可が得られない状況。同国現地法人が黒字決算に関わらず、親会社が同国現地法人に対して長期滞留債権を抱えている。 通常の資金決済、資金管理を行えないことが、今後同国での事業拡大の障害になることを懸念している。	新規	・実態ある取引に対する対価支払については迅速に送金許可を出すよう、働きかけをお願いしたい。	
2	日機輸	海外送金規制	・国外への利益・配当金の送金には中銀の事前承認が必要。一定の条件を満たせば中銀の事前承認は不要だが、実態としては、国外への利益・配当金の送金は困難である。債務の元本および利子の支払いにも中銀の事前承認の取得が必要だが、実態として債務の元本の部分の送金は困難である。	変更	・配当金の支払自由化を要望して頂きたい。	・Comunicación A6770
3	日機輸	輸入外貨送金許可の遅延	・輸入取引の監視システムであるアルゼンチン共和国輸入システム（SIRA）を通じ輸入通関許可、外貨輸入代金決済（送金）許可を発行していた。今般、大統領令により、同システムから新システムに置き換えられ、原則自由化の方向となったものの、実態としてはいまだに外貨送金決済許可が降りていない。これにより、多くの産業で製品や部品の輸入が滞り、亜国国内の経済活動に支障が出ている。	継続	・輸入通関・輸入決済代金の手続き遅延は亜国の外貨準備金減少を遅延させる対処療法としかならない。この状況が続けば、輸入製品・輸入部品の不足から工場の稼働率低下による人員削減や販売低下により亜国経済へのダメージが多い。長期的展望に立ち、輸出入貿易手続きの円滑化を要請して頂きたい。	・公共歳入連邦管理庁(AFIP) ・商業庁共同一般決議 5271/2022号
4	自動部品	アルゼンチンから親会社および出資者への外貨送金規制	・国外への配当金、ロイヤルティなどの送金には中銀の事前承認が必要。一定の条件を満たせば中銀の事前承認は不要だが、実態としては、国外への送金は不可。また、貿易取引についても同様である。	継続	・該当の外貨送金規制の緩和、撤廃（投下資本、技術ノウハウに対する還流が可能な体制）。 ・また、送金可能なスキーム・情報がアップデートされたら共有いただきたい。	・アルゼンチン中央銀行 <a href="https://www.bcra.gov.ar/Noticias/01-09-19-medidas-para-protoger-estabilidad-cambiar-ia-y-ahorristas-i.asp">https://www.bcra.gov.ar/Noticias/01-09-19-medidas-para-protoger-estabilidad-cambiar-ia-y-ahorristas-i.asp</a>
5	日機輸	外貨準備高不足による支払い通貨の規制	・アルゼンチン政府が外貨流出防止を目的として、アルゼンチンでの運賃の支払いを制限したため、急遽インボイス価格を改定する対応を迫られた。	新規		
6	日機輸	資本規制	・個人の外貨購入は一人200ドル/月が上限であり、外貨購入税が30%課税さ	継続		・社会連帯生産再活性化法案

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			れる。アルゼンチン国外でアルゼンチンのクレジットカードを利用した場合も外貨決済額に30%課税される。(外貨購入税・観光税) 加えて、2021年11月26日より、国民の外国旅行による外貨流出を防ぎ外貨準備高を維持する目的で、クレジットカードの分割払いサービスを用いて外国旅行代金を支払うことができなくなった。			・ 通達「A」 7407号
7	日機輸	過小資本税制及び銀行借入規制	・ グループ会社からの借入について、過小資本税制の対象となる。また、アルゼンチンの銀行規制により、銀行からの借入が資本の3倍までに制限される。	継続	・ 当該規制を撤廃して頂きたい。	
8	日機輸	債権等回収の遅延	・ 外貨準備を維持する(為替危機)のために課されていたこれまでの非自動的な輸入制限は廃止され、今後の輸入品の支払い(米ドル)については、30日ごとの4回の分割払いが認められることとなった。但し、2023年12月13日より前の輸入品の支払いには依然として中央銀行の承認が必要。支払いのできない買掛債務が引き続き為替リスクにさらされている。(公式レートの切り下げにより損失発生)	変更	・ 輸入制限や送金規制を撤廃頂き、自動輸入ライセンスの対象化を再開して頂きたい。 ・ 2023年12月13日より前の輸入品の支払につき、早急な承認を求む。	・ MINISTERIO DE ECONOMÍA ・ SECRETARÍA DE COMERCIO ・ Resolución 1/2023 ・ Banco Central de la Republica Argentina Comunicacion A 7917 and A7925
9	日機輸	輸入管理プロセスおよび外為決済方法の変更	・ 建設機械が該当する資本財については、輸入通関後すぐに輸入代金の米ドル決済が可能であったが、2022年6月に輸入代金の支払いに係る資本取引規制の強化が図られた結果、他の輸入品と同様、外貨購入は1年以降というルールに変更となり、弊社の代理店を含め輸入業務に影響が出たもの。2023年12月には制度変更により輸入通関から30日後、60日後、90日後、120日後にそれぞれ25%ずつ分割決済へと改善は図られたが、2022年6月以前には戻っていない状況。	新規	・ 為替リスク回避のためにも即時外貨決済を認めて頂きたい。	
10	日商	輸入管理プロセスおよび外為決済方法の変更	・ 建設機械が該当する資本財については、輸入通関後すぐに輸入代金の米ドル決済が可能であったが、2022年6月に輸入代金の支払いに係る資本取引規制の強化が図られた結果、他の輸入品と同様、外貨購入は1年以降というルールに変更となり、弊社の代理店を含め輸入業務に影響が出たもの。2023年12月には制度変更により輸入通関から30日後、60日後、90日後、120日後にそれぞれ25%ずつ分割決済へと改善は図られたが、2022年6月以前には戻っていない状況。	継続		
11	電機工	急激なペソ安と外貨管理規制	・ お客様所在国(例えばアルゼンチン、パキスタン)の外貨準備不足で、その国の中央銀行が外貨支出を厳しく規制するため、お客様との取引が阻害される状況が散見される。	継続	・ 少額案件であっても第三国通貨での支払いが困難、クレジットカード決済を要求されたこともあるが、具体的な解決策は見いだせず。	
12	日機輸	急激なペソ安と外貨管理規制	・ 現在、アルゼンチンでは急激なインフレーション、ペソ安が進行している。一方、国内の外貨準備高を確保するため、厳しい外貨(ドル)での支払いに対して厳しい規制がかけられている。2023年12月13日以降の輸入品は、通関から30日後、60日後、90日後、120日後にそれぞれ25%ずつ分割してFOB建て輸入代金の送金ができる新制度が導入され、若干改善に向かう兆しがあるものの依然として支払い(送金)困難な状況が続いている。また、2023年12月13日以前の輸入品については、中銀が発行する債権を買い支払いに充てる方法しかなく、償還予定の2027年10月まで債権を持つリスクを負う必要があり、依然として支払いの障壁となっている。 ①サプライヤーに対する買掛金の支払い大幅遅延、 ②代金回収から支払いまでの間にペソの価値が下がり、支出増となる、 といった状況となっている。	変更	・ 外貨決済規制の緩和。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。